

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 12 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に平成 18 年 4 月 12 日に入社して以来、標準報酬月額が 9 万 8,000 円である旨の回答を得た。入社当時から給料は 15 万円から 21 万円くらいもらっており、社会保険事務所で平成 19 年 9 月以降は給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してもらったが、それより前は時効により記録訂正できないと言われたので、第三者委員会で記録訂正するようあっせんしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間のすべての期間において、社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額な給与（15万円から21万円程度）を支給されていたことが確認できる。

しかし、平成18年4月から19年8月までの申立人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、A社から社会保険事務所に提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額（9万8,000円）に見合った保険料額となっていることから、申立人は、届出がなされたとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額（9万8,000円）は、同社から提出された申立期間に係る前述の両通知書に記載されている標準報酬月額を正確に反映したものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に平成 18 年 8 月 1 日に入社して以来、標準報酬月額が 9 万 8,000 円である旨の回答を得た。入社当時から給料は 15 万円から 17 万円くらいもらっており、社会保険事務所で平成 19 年 9 月以降は給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してもらったが、それより前は時効により記録訂正できないと言われたので、第三者委員会で記録訂正するようあっせんしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間のすべての期間において、社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額な給与（15万円から17万円程度）を支給されていたことが確認できる。

しかし、平成18年8月から19年8月までの申立人の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、A社から社会保険事務所に提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額（9万8,000円）に見合った保険料額となっていることから、申立人は、届出がなされたとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録に記載されている標準報酬月額（9

万 8,000 円) は、同社から提出された前述の通知書に記載されている標準報酬月額を正確に反映したものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から平成 13 年ごろまで

A社を辞めた昭和 55 年 2 月から平成 13 年ごろまで、B組合に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同組合では、従業員を厚生年金保険に加入させていたはずであり、加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時のB組合（以下「組合」という。）の組合長等の供述から、申立人が申立期間のうち昭和 61 年 9 月 15 日から平成 10 年 3 月 11 日までは、組合で勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、組合は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、申立期間当時、組合の雇用保険等の事務処理を行っていたC村商工会（現在は、D市E商工会C支所）の担当者は、「厚生年金保険等の手続は、社会保険労務士でなければならないことから、商工会では行っていなかった。組合で働いている方には、国民健康保険への加入を勧めていたと思う。」と供述している。

また、連絡の取れた申立期間当時の組合長の一人も、「組合として雇用していたのは、申立人一人であったため、厚生年金保険へは加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」としている上、申立人は当時、給与明細書等は受け取っていなかったと供述しており、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。